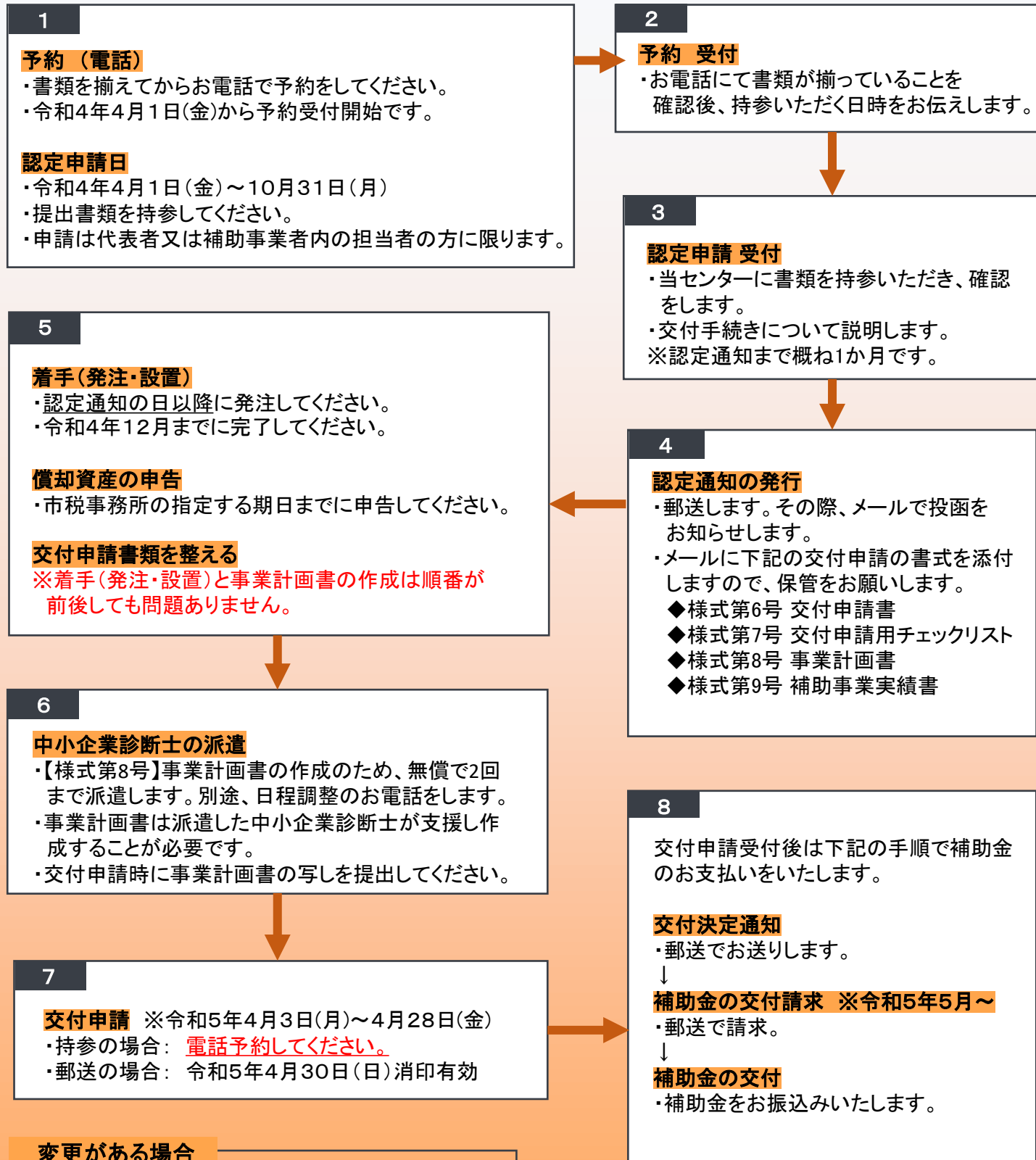


# 手続き・補助事業の流れ



**変更がある場合**

- ◆様式第1号
- ◆様式第3号(従業員数除く)
- ◆様式第4号

・上記の記載内容に変更がある場合、事業変更承認申請書の提出が必要になりますので、ご連絡ください。  
 ・ご連絡いただきましたら、事業変更承認申請書の書式をメールで送付します。郵送にてご提出ください。  
 ・変更承認通知書を後日郵送します。

**中止する場合**

- ・取下げ承認申請書の提出が必要になりますので、ご連絡ください。
- ・ご連絡いただきましたら、取下げ承認申請書の書式をメールで送付します。郵送にてご提出ください。
- ・取下げ承認通知書を後日郵送します。

# 小規模企業経営基盤強化設備投資補助金

公益財団法人名古屋産業振興公社では、名古屋市内で営利を目的とした事業を営む「小規模企業者」の方が、市内の事業所に新たに設置する機械設備等を取得する場合に、その経費の一部を助成します。

## 補助制度の概要

区分	従業員数	補助対象経費の要件	補助率	補助限度額
製造業	20人以下	300万円以上	補助対象経費の10%以内	1企業・個人あたり300万円以内 (令和3年受付分からの合計金額が300万円に達するまで。)
商業	5人以下	150万円以上		
サービス業	5人以下	150万円以上		
その他	20人以下	300万円以上		

補助対象経費とは、固定資産課税台帳(償却資産)に記載された機械設備等の取得価額(消費税を除く)です。

※1 商業とは、卸売業、小売業(飲食店を含む)です。  
 ※2 従業員数には、代表者(個人事業の場合は、事業主)、会社役員は含みません。パート労働者は正社員に準じた労働形態である場合には、従業員となります。  
 (労働基準法第20条の「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員としてください)

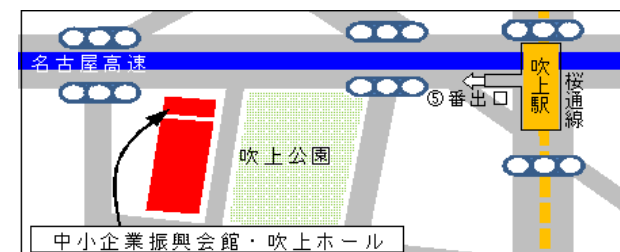
## 注意事項

- 交付を受けるには、この案内の中間に記載の要件をすべて満たしている必要があります。
- 交付は、名古屋市の令和5年度の予算の可決・成立が条件となります。
- 交付を受けるには、令和5年4月に交付申請が必要です。なお、交付の時期は令和5年5月以降の予定です。

- ◆ **受付期間** 令和4年4月1日(金)～令和4年10月31日(月)  
 ※ ただし、この期間内でも募集予定枠に達した場合はその時点で受付を終了します
- ◆ **受付時間** 土日祝休日を除く平日の午前9時から午後4時まで
- ◆ **受付方法**
  - ・受付は**予約制(先着順)**です。持参いただく書類を揃えてから電話で予約してください。  
 ※書類が揃っていない場合、予約できない場合があります。
  - ・持参のみ受け付けます。郵送、FAXおよび電子メールでは一切受付いたしません。
  - ・持参は、代表者(個人事業の場合は事業主)又は当該事業者内の担当者の方に限ります。
- ◆ **予約・受付・問い合わせ**

公益財団法人名古屋産業振興公社  
**名古屋市新事業支援センター**

地下鉄桜通線「吹上」駅5番出口より西へ徒歩5分



名古屋市千種区吹上二丁目6番3号  
 名古屋市中小企業振興会館内

電話:052-735-0808

<https://www.nipc.or.jp/new-biz/>



⚠ 下記の要件をすべて満たしている必要があります

チェック

### 補助対象事業者

1 中小企業基本法に定める小規模企業者(従業員数20人以下、商業・サービス業は5人以下)であること。	
2 みなし大企業でないこと。	
3 法人にあっては、本店又は本社として登記されている住所地が名古屋市内(以下「市内」)であること。	
4 個人で事業を営んでいる場合は、住民票に記載されている現住所が市内であること。	
5 営利を目的とした事業を営むものであること。	
6 生産性向上を図り、経営基盤の強化に取り組む意欲を有していること。	
7 平成29年3月31日以前から市内で継続して事業を営み、かつ、引き続き市内で事業を継続する意欲を有していること。	
8 令和5年4月1日において、満60歳以上の代表者については満60歳未満の後継者がいること。	
9 市税を滞納していないこと。	
10 名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。	
11 反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者でないこと。	
12 訴訟等による係争や法令違反による処罰等がかかえている者でないこと。	
13 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第3条に規定する営業許可を受けずして第27条及び第31条の2、第31条の7、第31条の12、第31条の17に規定する営業等の届出の対象となる事業を営んでいない、又は今後営む予定でないこと。	

### 補助対象の機械設備等

1 固定資産税の対象となる償却資産のうち、次の区分に属するものであること。 (1)第1種 構築物 (2)第2種 機械及び装置 (3)第5種 車両及び運搬具 (4)第6種 工具、器具及び備品 ※(3)は <b>大型特殊自動車</b> に該当するブルドーザー・クレーン車・フォークリフト等、台車等が対象です。 固定資産税(償却資産)についてのお問い合わせは、固定資産が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課担当係へお願いします。	
2 自らの資産として令和4年分の税務申告を行い、固定資産課税台帳(償却資産)に登載する機械設備等であること。 ※令和4年12月までに取得できなかった場合は対象外になります。	
3 補助対象経費の合計が300万円以上であること。(ただし、卸売業、小売業(飲食店を含む)、サービス業の区分に属する小規模企業者にあつては、150万円以上であること。)	
4 同時に複数の機械設備等を取得し、3の要件を満たす場合は、1台あたりの取得価額が30万円以上(消費税額を除く。)であり、かつ、設置日の間が30日未満であること。	
5 機械設備等は、生産性向上のために導入するものであること。	
6 機械設備等は、市内の事業所に設置するものであること。	
7 機械設備等は、中古品又はリース契約に基づくものでないこと。	
8 機械設備等は、複数の事業者で共同所有するものでないこと。	
9 設置にあたり、建築確認等必要な法令が守られていること。	
10 補助事業の認定の通知日以降に着手(発注)及び設置すること。	
11 補助対象経費について、名古屋市の他の補助金の交付対象となっていないこと。	

### 購入先

1 本店又は本社として登記されている住所地が市内である法人、あるいは、主たる事業所が市内である個人事業者に対し発注するものであること。

### 事業計画書

1 令和5年3月31日までに小規模企業経営基盤強化事業計画書を作成すること。  
なお、作成支援のため、無償で当センターから中小企業診断士を派遣しますのでサポートを受けてください。

## 認定申請提出書類一覧



- ◆様式は、名古屋市新事業支援センター ホームページよりダウンロードしてください。
- ◆ホームページの記入例をご参照ください。
- ◆**写しのもの**については、**原本証明** が必要です。  
原本証明の方法はホームページをご参照ください。

名古屋市新事業支援センター ホームページ : <https://www.nipc.or.jp/new-biz/>

	必要書類	注意事項	
①	【様式第1号】事業計画認定申請書	記載もれや誤記がない	
②	【様式第2号】添付書類チェックリスト	記載もれや誤記がない 必要箇所にチェック☑	
③	【様式第3号】企業概要書 ※企業パンフレットがある場合は添付してください。	記載もれや誤記がない	
④	(法人)履歴事項全部証明書 ※原本に限る (個人)住民票の写し ※個人番号の記載のない原本に限る	申請日の前3か月以内の発行	
⑤	(営業許可を受ける業種のみ)営業許可証の写し ※許可証が必要な業種はホームページ参照	<b>原本証明</b>	
⑥	令和5年4月1日において 代表者が満60歳以上の場合、 後継(予定)者に関するいずれか	運転免許証の写し 住民票の写し ※個人番号の記載のない原本	<b>原本証明</b>
⑦	市税に関する滞納がない旨の証明(原本に限る) ※各市税事務所、出張所、区役所、支所の税務窓口で発行	申請日の前3か月以内の発行	
⑧	(法人)直近5事業年度分の貸借対照表及び損益計算書 又はこれらに準ずるものの写し (個人)直近5年分の所得税青色申告決算書 又は収支内訳書の写し	各期ごとにホチキス止め 各期ごとに <b>原本証明</b>	
⑨	【様式第4号】補助事業計画書	記載もれや誤記がない	
⑩	機械設備等の見積書の写し	(購入先が法人の場合) 本社が市内にあること  (購入先が個人事業者の場合) 主たる事業所が市内にあること  見積有効期限が、予約した申請日より1か月以上期間があるもの  <b>原本証明</b>	
⑪	取得予定の機械設備等のパンフレット、カタログがある場合は添付		
⑫	事業所が自己所有でない場合 いずれか	賃貸借契約書の写し  【様式第16号】承諾書 原本  申請日の前3か月以内の発行	